


~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月12日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（修正数値図化、3D都市モデル作成）
- 2 作業期間
令和6年6月10日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域
高岡市全域地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月12日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量、数値図化、航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和6年6月10日から令和6年11月29日まで
- 3 作業地域
常願寺川

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業期間

令和6年6月4日から令和7年2月21日まで

3 作業地域

北陸地方整備局 管内（富山河川国道事務所 管内）

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

2級基準点測量 改測

2 作業期間

令和6年6月4日から令和6年7月31日まで

3 作業地域

富山県富山市小見地先

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年7月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

イオンモール高岡 高岡市下伏間江 383番地

2 店舗を設置する者 イオンモール株式会社**3 変更事項**

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンモール株式会社 代表取締役社長 岩村康次

(変更後) イオンモール株式会社 代表取締役社長 大野恵司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役社長 井出武美 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ほか108

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役社長 井出武美 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ほか102

4 変更の日 令和6年4月26日

- 5 変更の理由 (1)設置者の代表者変更のため(2)小売業者の退店及び出店等の変更のため

6 届出の日 令和6年7月3日**7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課****8 縦覧期間 令和6年7月12日から令和6年11月12日まで****9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を

有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

土地改良区の役員の退任

愛本新用水土地改良区の役員であつた次の者が令和6年4月7日退任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年7月12日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	中 山 助 憲	黒部市宇奈月町愛本新 637番地
同	平 澤 優	下新川郡入善町舟見 1082番地
同	立 崎 達 彦	黒部市宇奈月町明日 980番地
同	松 倉 一 夫	同 同 同 337番地
同	梨 木 真 一	下新川郡入善町舟見 2073番地
同	橋 場 構 一	黒部市宇奈月町中ノ口 627番地 3
同	内 呂 明	同 同 愛本新 346番地
同	村 田 貞 夫	下新川郡入善町舟見 2106番地
同	秋 田 哲 也	同 同 同 1408番地
同	小 森 克 則	同 同 同 492番地
監 事	小 森 九仁夫	同 同 同 793番地
同	山 本 勝 彦	黒部市宇奈月町栃屋 42番地
同	角 本 宏 史	同 同 愛本新 936番地

同 西 尾 祐 二 下新川郡入善町舟見 2392番地

土地改良区の役員の就任

愛本新用水土地改良区の役員に次の者が令和6年4月8日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年7月12日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	平 澤 優	下新川郡入善町舟見 1082番地
同	松 倉 一 夫	黒部市宇奈月町明日 337番地
同	梨 木 真 一	下新川郡入善町舟見 2073番地
同	橋 場 構 一	黒部市宇奈月町中ノ口 627番地 3
同	内 呂 明	同 同 愛本新 346番地
同	小 森 洋 一	下新川郡入善町舟見 245番地 3
同	徳 光 敏 秋	黒部市宇奈月町愛本新 770番地
同	小 森 智 昭	下新川郡入善町舟見 813番地
同	戸 出 孝 嘉	同 同 同 1583番地
同	山 本 正 明	黒部市宇奈月町舟見 4511番地
監 事	山 本 勝 彦	同 同 栃屋 42番地
同	角 本 宏 史	同 同 愛本新 936番地
同	上 坪 哲 夫	下新川郡入善町舟見 1644番地
同	萱 原 源 志	同 同 同 98番地

特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の

指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、令和6年7月25日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

令和6年7月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 特別保護地区の名称

縄ヶ池鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

3 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 指定目的

当該地域は、砺波平野の南端に位置し、標高600mの山麓から高落場山や高清水山などの森林からなる区域である。区域内には夫婦滝などの谷川があり、また、ブナやミズナラ等の原生林となっており、鳥獣に好適な生息環境をなしている。このため、当該区域を、特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生息地の保全を図るものである。

5 1から4までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課HP

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県砺波農林振興センター

(「別紙図面」は、省略し、1から4までの事項の縦覧場所に添付して縦覧に供する。)

特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、令和6年7月25日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

令和6年7月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 特別保護地区の名称

ねいの里鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

3 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 指定目的

この区域は、県民に自然に関する学習の場を提供することを目的に設置された県民公園自然博物館の区域であり、コナラ、ヤマザクラ等の落葉樹及びアカマツ、ソヨゴ等の常緑樹が多く、鳥類が好む実のなる木を豊富に含む林相となっていることから、環境省が作成したレッドデータブックに掲載されているミサゴ、オオタカ及びサンショウクイその他の鳥類並びにタヌキ、キツネ等の獣類が生息しており、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護のため特に重要な区域である。このため、この区域を特別保護地区に指定し、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場並びに環境教育及び環境学習の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

なお、この区域の管理については、定期的な巡視の実施等により、静穏な環

境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 1から4までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課HP

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県富山農林振興センター

（「別紙図面」は、省略し、1から4までの事項の縦覧場所に添付して縦覧に供する。）
